

# 熊本県公報

号外 第13号  
平成18年3月23日(木)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 平成18年度一般会計予算及び特別会計予算の要領……………(財 政 課) 1

## 告 示

### 熊本県告示第305号の2

平成18年度一般会計予算及び特別会計予算は、平成18年2月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成18年度熊本県一般会計予算

平成18年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719,695,846千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 県 税		千円
		145,510,882
	1 県 民 税	34,258,091
	2 事 業 税	39,100,830
	3 地 方 消 費 税	16,184,715
	4 不 動 産 取 得 税	5,093,528
	5 県 た ば こ 税	3,792,037
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	852,607
	7 自 動 車 税	24,763,133
	8 鉱 区 税	10,888
	9 自 動 車 取 得 税	4,677,155
	10 軽 油 引 取 税	16,518,771
	11 狩 猟 税	66,245
12 産 業 廃 棄 物 税	192,771	
13 旧 法 に よ る 税	111	

款	項	金 額
		千円
2 地方消費税清算金		35,840,329
	1 地方消費税清算金	35,840,329
3 地方譲与税		32,844,000
	1 所得譲与税	28,805,000
	2 地方道路譲与税	3,785,000
	3 石油ガス譲与税	238,000
	4 航空機燃料譲与税	16,000
4 地方特例交付金		1,263,000
	1 地方特例交付金	1,263,000
5 地方交付税		218,641,990
	1 地方交付税	218,641,990
6 交通安全対策 特別交付金		754,000
	1 交通安全対策 特別交付金	754,000
7 分担金及び負担金		9,398,481
	1 分 担 金	880,628

款	項	金 額
		千円
	2 負 担 金	8,517,853
8 使用料及び手数料		11,127,462
	1 使 用 料	7,857,076
	2 手 数 料	3,270,386
9 国庫支出金		99,949,699
	1 国庫負担金	33,967,584
	2 国庫補助金	64,456,881
	3 国庫委託金	1,525,234
10 財 産 収 入		2,596,029
	1 財 産 運 用 収 入	1,017,375
	2 財 産 売 払 収 入	1,578,654
11 寄 附 金		3,341
	1 寄 附 金	3,341
12 繰 入 金		33,027,040
	1 特別会計繰入金	2,506,327

款	項	金 額
		千円
	2 基金繰入金	30,520,713
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		38,955,592
	1 延滞金、加算金等 及び過料等	425,542
	2 県預金利子	11,000
	3 貸付金元利収入	23,977,968
	4 受託事業収入	1,943,155
	5 収益事業収入	5,816,554
	6 利子割精算金収入	13,037
	7 雑 入	6,768,336
15 県 債		89,784,000
	1 県 債	89,784,000
歳 入 合 計		719,695,846

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		1,594,999
	1 議 会 費	1,594,999
2 総 務 費		30,929,034
	1 総 務 管 理 費	13,650,291
	2 企 画 費	4,435,529
	3 徴 税 費	6,292,851
	4 市 町 村 振 興 費	4,611,122
	5 選 挙 費	230,311
	6 防 災 費	774,450
	7 統 計 調 査 費	530,524
	8 人 事 委 員 会 費	192,314
	9 監 査 委 員 費	211,642
3 民 生 費		70,325,906
	1 社 会 福 祉 費	45,746,457

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	20,674,779
	3 生 活 保 護 費	3,903,285
	4 災 害 救 助 費	1,385
4 衛 生 費		34,961,493
	1 公 衆 衛 生 費	25,503,336
	2 環 境 衛 生 費	6,162,943
	3 保 健 所 費	2,549,093
	4 医 薬 費	746,121
5 勞 働 費		2,012,749
	1 勞 政 費	240,151
	2 職 業 訓 練 費	1,399,219
	3 失 業 対 策 費	234,900
	4 勞 働 委 員 会 費	138,479
6 農 林 水 産 業 費		75,567,094
	1 農 業 費	15,835,308

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	3,949,000
	3 農 地 費	31,315,909
	4 林 業 費	17,187,365
	5 水 産 業 費	7,279,512
7 商 工 費		27,183,231
	1 商 業 費	21,707,673
	2 工 鉱 業 費	4,622,424
	3 観 光 費	853,134
8 土 木 費		107,378,142
	1 土 木 管 理 費	16,621,222
	2 道 路 橋 り よ う 費	49,428,420
	3 河 川 海 岸 費	20,918,082
	4 港 湾 費	4,818,594
	5 都 市 計 画 費	13,471,315
	6 住 宅 費	2,120,509

款	項	金 額
		千円
9 警 察 費		42,797,563
	1 警 察 管 理 費	38,769,242
	2 警 察 活 動 費	4,028,321
10 教 育 費		174,282,753
	1 教 育 総 務 費	22,094,965
	2 小 学 校 費	65,049,981
	3 中 学 校 費	36,141,400
	4 高 等 学 校 費	35,829,720
	5 特 殊 学 校 費	9,186,677
	6 大 学 費	1,089,071
	7 社 会 教 育 費	2,906,048
	8 保 健 体 育 費	1,984,891
11 災 害 復 旧 費		3,419,141
	1 農 林 水 産 業 復 旧 費	1,280,181
	2 土 木 災 害 復 旧 費	2,138,960

款	項	金 額
		千円
12 公 債 費		105,376,979
	1 公 債 費	105,376,979
13 諸 支 出 金		43,716,762
	1 繰 出 金	4,715,009
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	630,298
	3 自動車取得税金 交 付 金	3,110,308
	4 利子割交付金	633,135
	5 利子割精算金	3,592
	6 特別地方消費税金 交 付 金	111
	7 地方消費税金 地 清 算	15,905,511
	8 地方消費税金 地 交 付	18,030,990
	9 配当割交付金	281,494
	10 株式等譲渡所得割金 交 付 金	406,314
14 予 備 費		150,000
	1 予 備 費	150,000

款	項	金 額
		千円
歳 出 合 計		719,695,846

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額				
1 私立学校施設整備借入金利子助成 (日本私立学校振興・共済事業団借入分) 私立高等学校、私立中学校、私立幼稚園を設置する学校法人が学校施設等の新築及び改築等を行うために必要な資金を日本私立学校振興・共済事業団から借り入れた場合の学校法人に対する利子助成	平成19年度 ～平成27年度	千円 33,500				
	年次別内訳 平成19年度 4,500 平成20年度 4,500 平成21年度 4,250 平成22年度 4,000 平成23年度 3,750 平成24年度 3,500 平成25年度 3,250 平成26年度 3,000 平成27年度 2,750					
<table border="1"> <tr> <td>期 間</td> <td>利子助成率</td> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.5%以内</td> </tr> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.5%以内		
期 間	利子助成率					
10年以内	年1.5%以内					
2 私立学校施設整備借入金利子助成 (社団法人熊本県私学教育振興会借入分) 私立高等学校、私立中学校を設置する学校法人が学校施設等の新築及び改築等を行うために必要な資金を社団法人熊本県私学教育振興会から借り入れた場合の学校法人に対する利子助成	平成19年度 ～平成27年度	7,083				
	年次別内訳 平成19年度 1,387 平成20年度 1,237 平成21年度 1,087 平成22年度 937 平成23年度 787 平成24年度 637 平成25年度 487 平成26年度 337 平成27年度 187					
<table border="1"> <tr> <td>期 間</td> <td>利子助成率</td> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.5%以内</td> </tr> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.5%以内		
期 間	利子助成率					
10年以内	年1.5%以内					
3 川辺川ダム代替地等先行取得資金損失補償補助 融資機関が川辺川ダム建設に伴う水没者等に対し、代替地等先行取得資金として1,000万円の範囲内で融資を行い損失を受けたとき、五木村が融資機関に損失補償を行う場合の損失補償相当額に対する補助	融資機関が水没者等に資金を融資した日から当該融資の償還期限到来後3か月の期間が満了し、融資機関が補償の履行日として指定する日まで	融資の償還期限(融資機関が当該融資の全部又は一部につき繰上償還を請求した場合には、その支払期日、その他償還期限の変更があった場合には、その変更後の期日とする。)到来後3か月の期間満了の日において、融資機関が弁済を受けていない元金及び利息(遅延利息を除く。)の合計額に相当する金額				
4 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例(昭和34年熊本県条例第38号)に基づく平成18年度における身元保証契約に伴う損害賠償	平成18年度 ～平成21年度	7,500				

事 項	期 間	限 度 額
5 農地保有合理化事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が財団法人熊本県農業公社に5億2,000万円を限度額として農地保有合理化事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	平成18年度 ～平成29年度	千円 312,000
6 農地保有合理化事業損失補償 社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が財団法人熊本県農業公社に9億8,000万円を限度額として農地保有合理化事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	平成18年度 ～平成29年度	588,000
7 農村地域工業等導入資金利子補給 農業協同組合等が農村地域工業等導入地区に立地する企業の設備投資等や地方公共団体等による工場用地の取得造成に対して、平成18年度において総額5,000万円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成19年度 ～平成26年度	1,571
	年次別内訳 平成19年度 346 平成20年度 346 平成21年度 289 平成22年度 232 平成23年度 175 平成24年度 118 平成25年度 61 平成26年度 4	
8 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が、熊本県農業近代化資金融通措置要項に基づく農業近代化資金を、農業者等に対し、平成18年度において総額40億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成19年度 ～平成39年度	328,611
	年次別内訳 平成19年度 33,513 平成20年度 34,700 平成21年度 34,700 平成22年度 32,820 平成23年度 30,202 平成24年度 27,548 平成25年度 24,894 平成26年度 22,241 平成27年度 19,586 平成28年度 16,933 平成29年度 14,279 平成30年度 11,625 平成31年度 8,971 平成32年度 6,318 平成33年度 3,663 平成34年度 2,487 平成35年度 1,886 平成36年度 1,316 平成37年度 745 平成38年度 175 平成39年度 9	

  

期 間	利子補給率
7年以内	年0.8%以内

  

区 分	期 間	利子補給率	
個 人	農 協 銀 行	15年 以 内	年1.25%以内
共 同	農 協	20年 以 内	年1.25%以内
	銀 行		年0.4%以内

事 項	期 間	限 度 額												
9 中山間地域活性化資金利子補給 農業協同組合等が、熊本県中山間地域活性化資金融通措置要項に基づく中山間地域活性化資金を、農林漁業者等に対し、平成18年度において総額1億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成19年度 ～平成44年度	千円 18,481												
	年次別内訳 平成19年度 1,776 平成20年度 1,838 平成21年度 1,838 平成22年度 1,749 平成23年度 1,624 平成24年度 1,496 平成25年度 1,369 平成26年度 1,242 平成27年度 1,102 平成28年度 956 平成29年度 811 平成30年度 666 平成31年度 520 平成32年度 374 平成33年度 229 平成34年度 174 平成35年度 153 平成36年度 135 平成37年度 116 平成38年度 98 平成39年度 80 平成40年度 61 平成41年度 43 平成42年度 24 平成43年度 6 平成44年度 1													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区 分</th> <th style="width: 33%;">期 間</th> <th style="width: 33%;">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加工流通施設</td> <td>15年以内</td> <td>年2.25%以内</td> </tr> <tr> <td>保健機能増進施設</td> <td>15年以内</td> <td>年2.5%以内</td> </tr> <tr> <td>生活環境施設</td> <td>25年以内</td> <td>年1.55%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利子補給率	加工流通施設	15年以内	年2.25%以内	保健機能増進施設	15年以内	年2.5%以内	生活環境施設	25年以内	年1.55%以内		
区 分	期 間	利子補給率												
加工流通施設	15年以内	年2.25%以内												
保健機能増進施設	15年以内	年2.5%以内												
生活環境施設	25年以内	年1.55%以内												
10 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、平成18年度において総額8億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成19年度 ～平成34年度	79,419												
	年次別内訳 平成19年度 9,487 平成20年度 10,000 平成21年度 10,000 平成22年度 9,368 平成23年度 8,333 平成24年度 7,276 平成25年度 6,220 平成26年度 5,163 平成27年度 4,106 平成28年度 3,049 平成29年度 2,331 平成30年度 1,800 平成31年度 1,279 平成32年度 758 平成33年度 237 平成34年度 12													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">期 間</th> <th style="width: 50%;">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.25%以内										
期 間	利子補給率													
15年以内	年1.25%以内													
11 末広地区県営かんがい排水事業 玉 名 市	平成19年度	400,000												
12 新牟田地区県営かんがい排水事業 八 代 市	平成19年度	220,000												

事 項	期 間	限 度 額
13 合志地区県営畑地帯総合整備事業 合 志 市	平成19年度	500,000 <sup>千円</sup>
14 中古閑地区県営経営体育成基盤整備事業 山 鹿 市	平成19年度	160,000
15 楠浦地区県営経営体育成基盤整備事業 本 渡 市	平成19年度	100,000
16 上島中央2期地区広域農道事業 有 明 町	平成19年度 ～平成20年度	1,200,000
	年次別内訳 平成19年度 平成20年度	800,000 400,000
17 菊鹿東部I期地区県営農業集落排水事業 山 鹿 市	平成19年度	450,000
18 藤井川北地区湛水防除事業 山 鹿 市	平成19年度 ～平成20年度	450,000
	年次別内訳 平成19年度 平成20年度	300,000 150,000
19 農林漁業資金損失補償 農林漁業金融公庫が社団法人熊本県林業公社 に森林整備資金を融資したことについて損失を 受けた場合、県が農林漁業金融公庫に行う損失 補償	平成18年度 ～平成62年度	87,700
	年次別内訳 平成18年度 ～平成37年度	16,720
	平成38年度 ～平成42年度	9,450
	平成43年度 ～平成47年度	21,460
	平成48年度 ～平成57年度	32,370
	平成58年度 ～平成62年度	7,700
20 ふるさと林道緊急整備事業 (中央砥用線釈迦院トンネル) 美 里 町	平成19年度	300,000
21 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が、熊本県漁業近代化資金事務 取扱要綱に基づく漁業近代化資金を、漁業者等に 対し、平成18年度において総額7億円の範囲内 で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子 補給	平成19年度 ～平成38年度	42,435
	年次別内訳	
	平成19年度	8,414
	平成20年度	7,812
	平成21年度	6,664
	平成22年度	5,467
	平成23年度	3,938
	平成24年度	2,886
	平成25年度	2,280
	平成26年度	1,793
	平成27年度	1,345
	平成28年度	900
	平成29年度	449
	平成30年度	158
平成31年度	78	
平成32年度	68	
平成33年度	57	
平成34年度	46	
平成35年度	36	
平成36年度	25	
平成37年度	15	
平成38年度	4	

  

区 分		期 間	利 子 補 給 率
個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年 以内	年1.25% 以内
	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内	
共 施 同 設 利 等 用 資 金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.4% 以内

事 項	期 間	限 度 額				
22 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が、熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項に基づく漁業経営維持安定資金を、漁業者に対し、平成18年度において総額1億円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成19年度 ～平成28年度	千円 8,131				
	年次別内訳 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度	1,250 1,254 1,250 1,160 982 806 625 446 268 90				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	10年以内	年1.25%以内	
期 間	利子補給率					
10年以内	年1.25%以内					
23 熊本県火災共済協同組合貸付 熊本県火災共済協同組合が火災共済事業により、収入共済掛金等の全額を支払ってもなお支払共済金に不足を生じた場合、その不足額に対する貸付け	平成18年度	300,000				
24 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額408億1,700万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成18年度 ～平成29年度	467,631				
25 中小企業無担保クイック融資損失補償 金融機関が中小企業無担保クイック融資として総額130億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成18年度 ～平成29年度	52,000				
26 道路改築事業 (国道325号梶屋橋) 山 鹿 市	平成19年度	230,000				
27 道路改築事業 (国道325号台橋) 山鹿市・菊池市	平成19年度	270,000				
28 道路改築事業 (国道389号下田南2号トンネル) 天 草 町	平成19年度 ～平成21年度	2,700,000				
	年次別内訳 平成19年度 平成20年度 平成21年度	1,000,000 1,000,000 700,000				
29 特殊改良事業 (国道266号岩谷トンネル) 上 天 草 市	平成19年度 ～平成20年度	990,000				
	年次別内訳 平成19年度 平成20年度	600,000 390,000				
30 緊急地方道路整備事業 (黒木鹿北線柚木谷トンネル) 山 鹿 市	平成19年度 ～平成20年度	600,000				
	年次別内訳 平成19年度 平成20年度	400,000 200,000				

事 項	期 間	限 度 額
31 緊急地方道路整備事業 (田迎木原線加勢川橋) 熊本市・嘉島町	平成19年度	千円 500,000
32 単県河川改良事業 (大鞘川新牟田排水機場) 八代市	平成19年度	74,000
33 地方港湾改修事業 (水俣港連絡橋) 水俣市	平成19年度	160,000
34 違法駐車対策業務	平成19年度	64,000
35 菊池高校校舎等改築工事 菊池市	平成19年度	1,526,000
36 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	平成18年度 ～平成28年度	元金1,294,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
37 情報処理関連業務	平成19年度 ～平成22年度	204,000
	年次別内訳 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度	191,969 7,938 2,741 1,352
38 事務機器等賃借	平成19年度 ～平成23年度	1,219,000
	年次別内訳 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度	293,193 266,286 266,116 265,655 127,750

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
土地改良 国庫補助事業費	4,873,000	(借入先) 財務省、日本郵		据置期間を含め 30年以内
農地海岸保全 国庫補助事業費	304,000	政公社、公営企業		半年賦元利均等
農地防災 国庫補助事業費	35,000	金融公庫、会社、 その他		償還又は元金均等
湛水防除 国庫補助事業費	112,000	(借入方法) 証書借入又は証		償還、満期一括償 還等
林道 国庫補助事業費	907,000	券発行(他の地方 公共団体との共同		但し、県財政の 都合により、繰上
治山 国庫補助事業費	2,005,000	発行を含む。)	年10%	償還をなし、又は
保安林整備 国庫補助事業費	241,000	(その他) 工事その他の都	以 内	借り換えをするこ とができる。
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	346,000	合により、一部も しくは全部を翌年		
漁港 国庫補助事業費	606,000	度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。		
道路橋りょう 国庫補助事業費	4,324,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
道路維持 国庫補助事業費	1,980,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
河川 国庫補助事業費	1,572,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
海岸保全 国庫補助事業費	425,000	額を限度額とする ことができる。		
砂防 国庫補助事業費	2,168,000			
港湾建設 国庫補助事業費	860,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路 国庫補助事業費	千円 1,608,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、公営企業	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすること ができる。
都市公園整備 事業費	36,000	金融公庫、会社、 その他		
公営住宅 建設事業費	342,000	(借入方法)		
空港直轄事業 負担金	58,000	証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
農地海岸直轄事業 負担金	244,000	(その他)		
治山直轄事業 負担金	140,000	工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。		
道路直轄事業 負担金	4,591,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
河川直轄事業 負担金	2,942,000			
砂防直轄事業 負担金	129,000			
港湾直轄事業 負担金	502,000			
治山災害現年 発生国庫 補助事業費	11,000			
治山災害過 年発生国庫 補助事業費	22,000			
漁港災害現年 発生国庫 補助事業費	6,000			
公共土木現年 発生国庫 補助事業費	343,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
公共土木過 年発生国庫 補助事業費	308,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、公営企業		据置期間を含め 30年以内
公共土木直轄 災害復旧事業負担金	80,000	金融公庫、会社、 その他		半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
地域総合整備 資金貸付事業費	200,000	(借入方法)		
老人福祉施設整備 事業費	181,000	証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	年10%	但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすること ができる。
単県農道整備 事業費	410,000		以 内	
単県農業農村 整備事業費	61,000	(その他)		
緑資源機構営 特定中山間保全 整備事業費	313,000	工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。		
単県林道整備 事業費	1,002,000			
単県治山事業費	13,000			
九州新幹線建設 事業費	12,575,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
単県道路整備 事業費	11,745,000			
単県河川整備 事業費	1,791,000			
単県砂防整備 事業費	557,000			
単県海岸整備 事業費	112,000			
単県街路整備 事業費	2,504,000			
警察施設整備 事業費	263,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全施設整備 事業費	千円 413,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、公営企業		据置期間を含め 30年以内
県立高等学校整備 事業費	2,158,000	金融公庫、会社、 その他		半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
減税補てん債	1,461,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	年10%	但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
臨時財政対策債	21,824,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	以 内	

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p style="text-align: center;">公 有 林 整 備 費 事 業 費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">81,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、日本郵 政公社、公営企業 金融公庫、会社、 その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p style="text-align: center;">年10% 以 内</p>	<p>据置期間を含め 50年以内</p> <p>年賦元利均等償 還又は元金均等償 還等</p> <p>但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。</p>
<p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: center;">89,784,000</p>			

平成18年度熊本県農業改良資金特別会計予算

平成18年度熊本県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ680,215千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		122,039
	1 一般会計繰入金	122,039
2 繰 越 金		58,843
	1 繰 越 金	58,843
3 諸 収 入		290,345
	1 貸付金元利収入	290,345
4 県 債		208,988
	1 県 債	208,988
歳 入 合 計		680,215

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 674,545
	1 農 業 改 良 資 金	674,545
2 公 債 費		3,780
	1 公 債 費	3,780
3 諸 支 出 金		1,890
	1 繰 出 金	1,890
歳 出 合 計		680,215

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
就農支援資金 貸付金	千円  208,988	政府貸付金の 借 入 れ	無 利 子	据置期間を含め 21年以内 半年賦元金均等 償還

平成18年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

平成18年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,715,749千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 4,717
	1 一般会計繰入金	4,717
2 繰 越 金		1,291,829
	1 繰 越 金	1,291,829
3 諸 収 入		4,419,203
	1 貸付金元利収入	4,419,203
歳 入 合 計		5,715,749

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 591,831
	1 中小企業振興資金	591,831
2 公 債 費		3,125,893
	1 公 債 費	3,125,893
3 諸 支 出 金		1,998,025
	1 繰 出 金	1,998,025
歳 出 合 計		5,715,749

## 第2表 債務負担行為

## 設 定

事 項	期 間	限 度 額
財団法人くまもとテクノ産業財団の未収債権 損失補償（設備貸与事業（国制度分）） 財団法人くまもとテクノ産業財団が平成18年 度に行う設備貸与事業 6 億円の未収債権に対す る損失補償	平成18年度 ～平成31年度	千円  270,000

平成18年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成18年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,093千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 70,336
	1 繰 越 金	70,336
2 諸 収 入		74,757
	1 貸付金元利収入	74,757
歳 入 合 計		145,093

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 124,019
	1 母子寡婦福祉資金	124,019
2 公 債 費		21,074
	1 公 債 費	21,074
歳 出 合 計		145,093

## 第2表 債務負担行為

## 設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子寡婦福祉資金貸付 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号） に基づき実施する母子及び寡婦に対する技能習 得資金、生活資金、修学資金、修業資金及び特 例児童扶養資金の貸付け	平成19年度	千円
	～平成22年度	84,760
	年次別内訳	
	平成19年度	41,660
	平成20年度	28,700
平成21年度	12,700	
平成22年度	1,700	

平成18年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算

平成18年度熊本県の用品調達基金管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,875千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 21,515
	1 基 金 繰 入 金	21,515
2 繰 越 金		28,360
	1 繰 越 金	28,360
歳 入 合 計		49,875

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 49,875
	1 用 度 費	49,875
歳 出 合 計		49,875

平成18年度熊本県収入証紙特別会計予算

平成18年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,100,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,900,000
	1 証 紙 収 入	2,900,000
2 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
歳 入 合 計		3,100,000

歳 出		
款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円 3,100,000
	1 繰 出 金	3,100,000
歳 出 合 計		3,100,000

平成18年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成18年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244,586千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 168,811
	1 財 産 売 払 収 入	168,811
2 繰 入 金		40,836
	1 一 般 会 計 繰 入 金	40,836
3 繰 越 金		34,939
	1 繰 越 金	34,939
歳 入 合 計		244,586

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 244,586
	1 高 等 学 校 費	244,586
歳 出 合 計		244,586

平成18年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

平成18年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,923,296千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 621,474
	1 使 用 料	621,474
2 繰 入 金		1,687,822
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,687,822
3 繰 越 金		80,000
	1 繰 越 金	80,000
4 諸 収 入		16,000
	1 雑 入	16,000
5 県 債		1,518,000
	1 県 債	1,518,000
歳 入 合 計		3,923,296

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 727,474
	1 港 湾 費	727,474
2 公 債 費		3,195,822
	1 公 債 費	3,195,822
歳 出 合 計		3,923,296

## 第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 1,518,000	<p>(借入先)</p> <p>財務省、日本郵政公社、公営企業金融公庫、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	年10%以内	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。</p>

平成18年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成18年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ911,705千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 12
	1 財 産 運 用 収 入	12
2 繰 入 金		48,400
	1 基 金 繰 入 金	48,400
3 繰 越 金		18,803
	1 繰 越 金	18,803
4 諸 収 入		844,490
	1 雑 入	844,490
歳 入 合 計		911,705

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		106,905
	1 港 湾 費	106,905
2 公 債 費		804,800
	1 公 債 費	804,800
歳 出 合 計		911,705

平成18年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

平成18年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,757,808千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		8,224
	1 財 産 運 用 収 入	8,224
2 繰 越 金		51,584
	1 繰 越 金	51,584
3 県 債		3,698,000
	1 県 債	3,698,000
歳 入 合 計		3,757,808

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 11,315
	1 総 務 管 理 費	11,315
2 土 木 費		3,746,493
	1 道 路 橋 り よ う 費	3,146,493
	2 河 川 海 岸 費	600,000
歳 出 合 計		3,757,808

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
国直轄道路用地 先行取得事業費	千円 3,098,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、公営企業 金融公庫、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。） (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	据置期間を含め 15年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
国直轄河川用地 先行取得事業費	600,000			
計	3,698,000			

平成18年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算

平成18年度熊本県の育英資金貸与基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ971,471千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 国庫支出金		548,567
	1 国庫補助金	548,567
2 財産収入		542
	1 財産運用収入	542
3 繰入金		272,025
	1 一般会計繰入金	208,236
	2 基金繰入金	63,789
4 繰越金		67,805
	1 繰越金	67,805
5 諸収入		82,532
	1 貸付金元利収入	82,532
歳 入 合 計		971,471

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 971,471
	1 育 英 資 金	971,471
歳 出 合 計		971,471

平成18年度熊本県林業改善資金特別会計予算

平成18年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316,712千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		115
	1 一般会計繰入金	115
2 繰 越 金		152,313
	1 繰 越 金	152,313
3 諸 収 入		164,284
	1 貸付金元利収入	164,284
歳 入 合 計		316,712

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 316,394
	1 林 業 改 善 資 金	316,394
2 公 債 費		156
	1 公 債 費	156
3 諸 支 出 金		162
	1 繰 出 金	162
歳 出 合 計		316,712

平成18年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成18年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,085千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,874
	1 一般会計繰入金	2,874
2 繰 越 金		211
	1 繰 越 金	211
3 諸 収 入		154,000
	1 貸付金元利収入	154,000
歳 入 合 計		157,085

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円
		<b>157,085</b>
	1 沿岸漁業改善資金	157,085
歳 出 合 計		<b>157,085</b>

平成18年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計予算

平成18年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,906,732千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 越 金		506,250
	1 繰 越 金	506,250
2 諸 収 入		1,400,482
	1 貸付金元利収入	1,400,482
歳 入 合 計		1,906,732

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,400,482
	1 市町村振興資金	1,400,482
2 諸 支 出 金		506,250
	1 繰 出 金	506,250
歳 出 合 計		1,906,732

平成18年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成18年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,416,329千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1,731,461
	1 負 担 金	1,731,461
2 国庫支出金		1,515,200
	1 国庫補助金	1,515,200
3 繰 入 金		434,351
	1 一般会計繰入金	434,351
4 繰 越 金		127,439
	1 繰 越 金	127,439
5 諸 収 入		19,878
	1 雑 入	19,878
6 県 債		588,000
	1 県 債	588,000
歳 入 合 計		4,416,329

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 3,737,676
	1 流 域 下 水 道 費	3,737,676
2 公 債 費		678,653
	1 公 債 費	678,653
歳 出 合 計		4,416,329

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
1 熊本北部流域下水道建設事業 (水処理施設等) 熊 本 市	平成19年度	千円 857,000
2 球磨川上流流域下水道建設事業 (水処理施設等) 錦 町	平成19年度	260,000
3 八代北部流域下水道建設事業 (汚泥処理施設等) 八代市・宇城市	平成19年度	311,000

## 第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	千円 329,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、公営企業 金融公庫、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
球磨川上流流域 下水道事業費	113,000			
八代北部流域 下水道事業費	146,000			
計	588,000			

平成18年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成18年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ904,072千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		288,641
	1 財 産 運 用 収 入	5,613
	2 財 産 売 払 収 入	283,028
2 繰 越 金		130,431
	1 繰 越 金	130,431
3 県 債		485,000
	1 県 債	485,000
歳 入 合 計		904,072

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 632,402
	1 工 鉦 業 費	632,402
2 公 債 費		271,670
	1 公 債 費	271,670
歳 出 合 計		904,072

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
用地造成事業費	千円  485,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、公営企業 金融公庫、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。） (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10%  以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。

平成18年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算  
平成18年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,758,919千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処理事業費		千円 1,021,599
	1 分担金及び負担金	1,021,599
2 チ ッ ソ 貸 付 費		1,900,002
	1 諸 収 入	1,900,002
3 水俣・芦北地域振興 基金貸付費		16,918
	1 諸 収 入	16,918
4 水俣病問題解決支援 財団出資費		276,267
	1 繰 入 金	276,267
5 支 援 措 置 費		7,544,133
	1 国 庫 支 出 金	5,651,024
	2 繰 入 金	482,109
	3 県 債	1,411,000
歳 入 合 計		10,758,919

歳 出		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		千円 2,260,185
	1 公 債 費	2,260,185
2 チ ッ ソ 貸 付 費		5,645,013
	1 公 債 費	5,645,013
3 水俣・芦北地域振興 基 金 貸 付 費		684,345
	1 公 債 費	684,345
4 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,267
	1 公 債 費	276,267
5 支 援 措 置 費		1,893,109
	1 環 境 費	1,411,000
	2 公 債 費	482,109
歳 出 合 計		10,758,919

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 1,411,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年10% 以 内	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。

平成18年度熊本県公債管理特別会計予算

平成18年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,681,154千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		3,595,799
	1 一般会計繰入金	3,595,799
2 県 債		52,085,355
	1 県 債	52,085,355
歳 入 合 計		55,681,154

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 55,681,154
	1 公 債 費	55,681,154
歳 出 合 計		55,681,154

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 52,085,355	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。

## 平成18年度熊本県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	200床
(2) 年間患者数	
入    院	64,970人
外    来	34,692人
(3) 一日平均患者数	
入    院	178人
外    来	118人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			1,912,851千円
第1項 医業収益			1,060,866千円
第2項 医業外収益			851,985千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			1,905,948千円
第1項 医業費用			1,779,417千円
第2項 医業外費用			126,481千円
第3項 予備費			50千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額72,090千円は過年度分損益勘定留保資金72,090千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			123,563千円
第1項 一般会計出資金			123,563千円
	支	出	
第1款 資本的支出			195,653千円
第1項 建設改良費			41,237千円
第2項 企業債償還金			154,416千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	平成19年度 ～平成22年度	125,364千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,181,763千円
(2) 交際費	35千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、73,000千円と定める。

平成18年度熊本県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 231,458,600 kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	2,287,989千円
第1項 営業収益	2,228,706千円
第2項 営業外収益	7,389千円
第3項 特別利益	51,894千円

支 出

第1款 事業費	2,240,684千円
第1項 営業費用	2,041,249千円
第2項 営業外費用	151,283千円
第3項 特別損失	38,152千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	927,033千円
第1項 固定資産売却代金	3,106千円
第2項 他会計からの返還金	923,927千円

支 出

第1款 資本的支出	707,296千円
第1項 建設改良費	303,495千円
第2項 企業債償還金	158,226千円
第3項 他会計への繰出金	235,575千円
第4項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成19年度から 平成21年度まで	千円 1,385

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 699,318千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

## 平成18年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	31箇所
(2) 年間総給水量	9,074,265 <sup>m</sup> <sub>3</sub>
(3) 一日平均給水量	24,861 <sup>m</sup> <sub>3</sub>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から107,492千円及び電気事業会計から235,575千円を借り入れる。

## 収 入

第1款 事業収益	1,035,659千円
第1項 営業収益	733,967千円
第2項 営業外収益	301,692千円

## 支 出

第1款 事業費	4,452,652千円
第1項 営業費用	961,234千円
第2項 営業外費用	656,045千円
第3項 特別損失	2,828,373千円
第4項 予備費	7,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額96,672千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額134千円及び過年度分損益勘定留保資金96,538千円で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	8,035,519千円
第1項 固定資産売却代金	5,102,848千円
第2項 企業債	2,320,000千円
第3項 長期借入金	187,688千円
第4項 補助金	215,158千円
第5項 雑収入	203,534千円
第6項 工事負担金	2,010千円
第7項 受託工事金	4,281千円

## 支 出

第1款 資本的支出	8,132,191千円
第1項 建設改良費	11,333千円
第2項 企業債償還金	3,724,053千円
第3項 長期借入金償還金	2,450,058千円
第4項 補助金返還金	1,946,747千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成19年度	千円 5

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
未稼動資産等 整 理 債	千円 2,016,000	(借入先) 公営企業金融公 庫、会社、銀行、 その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	借入れの年か ら据置期間を含 め25年以内 半年賦元利均 等償還又は半年 賦元金均等償還 等 但し、財政そ の他の都合によ り、繰上償還を なし、又は借り 換えをすることが できる。
工業用水道高資 本費対策借換債	304,000			
計	2,320,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第3条 支 出
  - 第1款 事業費
    - 第1項 営業費用
    - 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 72,359千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、482,520千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

## 平成18年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |          |
|--------------|----------|
| (1) 年間普通駐車台数 | 125,459台 |
| (2) 年間定期駐車台数 | 3,444台   |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		141,308千円
第1項	営業収益		141,246千円
第2項	営業外収益		62千円
		支	出
第1款	事業費		90,038千円
第1項	営業費用		77,647千円
第2項	営業外費用		10,391千円
第3項	予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,000千円は、減債準備積立金20,000千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		0千円
		支	出
第1款	資本的支出		20,000千円
第1項	長期借入金償還金 (一時借入金)		20,000千円

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,987千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち20,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債準備積立金

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。